

いつもいっしょに。人と、家族と、この島と。

# DAY-G

Daido Always by Your Side

## すまいの保険

~入居者プラン~







「DAY-G◎! すまいの保険 ~ス居者プラン~ 」は、 賃貸住宅にお住まいのお客さまの家財を 保険の対象とした保険です。

6 盗難

7 水災

## 充実のワイド補償!

## お支払いの対象となる事故

1 火災、落雷、 破裂•爆発



2 風災 • 雹災 • 雪災

台風、旋風、竜巻、暴風等による風 災(洪水、高潮等を除きます。)、雹 災または豪雪の場合における雪の 重み、落下等による事故または雪崩 等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍 結、融雪洪水または除雪作業による 事故を除きます。)をいいます。





3 建物外部からの物体の 落下、飛来、衝突等



4 給排水設備に生じた 事故による水濡れま たは他の戸室で生じ た事故による水濡れは



5 騒擾、集団行動、 労働争議に伴う





(注)水道管等の給

排水設備自体 に生じた損害

は補償の対象

外となります。

支払限度額:30万円

破損等の損害

が生じた場合に、損害額から保険証券 記載の免責金額(5千円)を差し引いた 額を損害保険金としてお支払いします。

8 不測かつ突発的な事故による

①~⑦以外の不測かつ突発的な事故 によって、保険の対象に破損等の損害

9 地震(地震保険)

※DAY-GO!すまいの保険~入居者プラン~では、ご希望さ れない場合を除き地震保険をセットしてご契約いただきま す。ただし、単独でご契約いただくことはできませんので、

## 家財の保険金支払事例・大同火災における事故件数の割合

## 1 台風による損害

暴力•破壊行為



台風により窓ガラス が割れ、家財が濡れ て損害が出た。

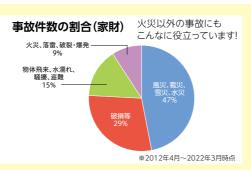
約126万円





住宅に泥棒が入り、 絵画や宝石類など の盗難にあった。

約2,900万円



## オプション特約

## 大家さんへの賠償責任補償などを しっかりセット!

DAY-GO!すまいの保険~入居者プラン~は、DAY-GO!すまいの保険の基本補償(ワイドプラ ン)に下記のオプション特約がセットされたプランです。

#### 【セットされるオプション特約】

- ○日常生活賠償責任特約
- ○借家人賠償責任拡張補償特約
- ○借用住宅修理費用補償特約
- ○地震火災費用補償特約 ○ドアロック交換費用補償特約
- ○罹災時諸費用補償特約

保険期間:2年間

	11 to 12 to 11	
No	特約名称	保険金をお支払いする主な場合等(支払限度額・免責金額)
1	日常生活賠償責任特約 示談交渉サービス付	住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えた場合、または他人の物に損害を与えた場合で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害保険金をお支払いします。 (注)被保険者の範囲は次のいずれかに該当する者をいいます。 (1)本人(保険契約申込書上で指定する必要があります。) (2)本人の配偶者(注) (3)本人またはその配偶者(注)の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の親族をいいます。) (4)本人またはその配偶者(注)の別居の未婚(婚姻例がないことをいいます。)の子 (5)(1)から(4)までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 ・支払限度額:1,000万円・免責金額:なし (注)婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。 *法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申し出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合や損害賠償責託を着が弊社との交渉に同意しない場合、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒んだ場合等、条件によっては示談交渉をお引受けてきない場合がありますのでご注意ください。
2	借家人賠償責任拡張補償特約	被保険者の責めに帰すべき事由による火災、破裂または爆発、給排水設備の使用・管理に起因する漏水等による水濡れ、盗難の事故(並)によって、借用戸室が損壊した場合に、被保険者が借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、損害賠償金額を損害保険金としてお支払いします。 ・ 支払限度額:1,500万円 ・ 免責金額:なし (注)以下の事故による損害は補償対象外ですのでご注意ください。 「落雷」「風災・電災・電災・「物体飛来」「騒擾」「水災」「破損等」
3	借用住宅修理費用 補償特約	火災、風災、盗難等の事故(注)により借用建物に損害が生じ、賃貸契約に基づきこれを自己の費用で修復した場合に保険金をお支払いします。ただし、借用建物の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。 ・ 支払限度額:300万円 ・ 免責金額:3,000円 (注)以下の事故による損害は補償対象外ですのでご注意ください。 「水災」「破損等」
4	ドアロック交換費用補償特約	日本国内において、保険証券記載の建物のドアのかぎが盗まれた場合に、ドアの錠の交換に必要な費用保険金をお支払いします。 ・支払限度額:3万円 ・免責金額:なし
5	地震火災費用補償特約	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象が家財である場合は、当該家財を収容する建物が再取得価額の20%以上の損害を受けたときまたは家財が再取得価額の80%以上の損害を受けたときに保険金をお支払いします。 ・ 支払限度額:保険金額の5%または300万円のいずれか低い額 ・ 免責金額:なし
6	罹災時諸費用 補償特約	左記①~⑧の損害(ただし、左記⑥の「盗難」のうち通貨等の盗難は除きます。)を受け、損害保険金が支払われる場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に必要となる費用として損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。ただし、下記支払限度額を限度とします。 ・支払限度額:100万円 ・免責金額:なし



保険金額の設定方法については、4ページをご確認ください。

保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳細につきま しては、「ご契約のしおり」等をご参照ください。

	No	保険金等をお支払いする場合		お支払いする保険金等	保険金をお支払い しない主な場合	
	1	火災		金の額はご契約金額(	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み(建物
	2	落雷	す。ただし、左記9.5	をとし、次の算式により 水災の事故に関しては (は、床上浸水または地	損害額が再取得価額	または屋外設備・装置の外側の 部分(注)が破損したことに伴う場
	3	破裂•爆発	える浸水によって	損害が生じた場合にお 責金額」といいます。)ぅ	支払いします。自己	合を除く。)や漏入等による損害 (注)外壁、屋根、開口部等をいいます。
1	4	風災・雹災・雪災 ※吹込みまたは雨漏り等による損害 については、保険の対象である家財 を収容する建物またはその一部が 風災等によって直接破損した場合 にのみ補償の対象となります。	は、下記【支払限度額・免責金額について】をご参照ください。 お支払いする保険金の額=損害額 <sup>(注1)</sup> 一免責金額 <sup>(注2)</sup> (注1)損害額=修理費 <sup>(注3)</sup> 一修理に伴う残存物がある場合はその価額 (注2)保険の対象ごとに適用されます。 (注3)損害が生じた地および時において、構造、型、能力等を同一の 状態にするための費用をいいます。また、8①浴難による損害 (強を受け取るべきた			・置き忘れまたは紛失による損害 ・建物が所在する敷地外にある 家財に生じた事故による損害 ・保険契約者、被保険者または保 険金を受け取るべき方の故意ま たは重大な過失等による損害
	5	保険の対象である家財を収容する建物の外部からの物体の落下、 飛来、衝突等	【支払限度額・免責金		・被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を 委託された者の故意による損害・保険の対象の瑕疵によって生し	
1		  給排水設備に生じた事故による	1~9の事故に対す			た損害 ・保険の対象の自然の消耗、劣
損害	6	水漏れまたは他の戸室で生じた	保険の対象	免責金	額	化、性質による変色、さび、か
葆	0	事故による水濡れ ※水道管等の給排水設備自体に生じ た損害は補償の対象外となります。	家財	な	U	び、腐敗、ひび割れ、はがれ、ね
険			8 ①「盗難」の事故	に対する支払限度額		ずみ食い、虫食い等によってそ の部分に生じた損害
金		そうじょう	保険の対象	支払限	度額	・すり傷、かき傷、塗装のはがれ、
	7	騒擾、集団行動、労働争議に伴う 暴力・破壊行為	家財	保険金	<b>注額</b>	落書き等の外観上の損傷また は汚損(保険の対象の機能に支
		①盗難(盗難による家財の盗取、	8②「家財における通貨等、預貯金証書の盗難」の事故に対する 支払限度額			障をきたさない損害) ・地震もしくは噴火またはこれらば
	8	損傷、汚損) 	保険の対象	支払限	度額	よる津波によって生じた損害 <sup>注)</sup> (注)地震火災費用保険金をお
		②家財における通貨等、預貯金証	家財 (通貨等)	1回の事故につき、1敷は	也内ごとに20万円	支払いする場合があります。
		書の盗難	家財(預貯金証書)	1回の事故につき、1敷は	也内ごとに200万円	・核燃料物質等による事故、放射
	9	水災(再取得価額の30%以上の損害または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場	10 「1~9以外の不測かつ突発的な事故」に対する支払限度額および免責金額			能汚染によって生じた損害 ※破損、汚損等については、上記のほか、以下のいずれかに該当
		合)	保険の対象	支払限度額	免責金額	する損害に対しても保険金をお
	10	上記1~9以外のその他不測かつ 突発的な事故(破損等)	家財	30万円	5千円	支払いしません。 ・電気的、機械的事故(故障)に 」よって生じた損害
	11	●残存物取片づけ費用 上記1~10の事故によって、損害を 受けた保険の対象の残存物の取片 づけに必要な費用を支出した場合	実費(下記12と合語 ます。)	計で損害保険金のお支	・電球、蛍光管、ブラウン管等の 管球類のみに生じた損害 ・保険の対象に対する加工(建築、増築、改築含む)、修理、清掃	
(2)費	12	●修理付帯費用 保険の対象である家財が上記1~ 10を原因とする事故によって損害 を受けた結果、復旧にあたり弊社の 承認を得て仮修理費用などを支出 した場合	実費(上記11と合語 ます。)	計で損害保険金のお支	または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた 損害 ・楽器の弦の切断、打皮の破損、 音色の変化 ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、	
費用保険金	13	●損害防止費用 上記1~3の事故に際して、その損害 の発生および拡大の防止のために、 必要または有益な費用を支出した 場合	実 費			眼鏡等に生じた損害 ・携帯電話、スマートフォン、タフレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子を
	14	●権利保全行使費用 上記1~10の事故に際して損害保 険金を支払った場合において、他人 に損害賠償の請求ができる場合に その損害賠償請求権の保全や行使 等のために必要な費用を支出した 場合	実 費			・ 帳、電子辞書等およびこれらの 付属品に生じた損害 ・ 自転車、原動機付自転車、サーフボード、ラジコン模型等およびこれらの付属品に生じた損害

## 保険金額の設定について

保険金額は、万が一の事故の際にお受け取りいただける保険金の上限額です。事故が発生した場合 に十分な補償が受けられるようにお決めください。なお、家財の所有されている金額がご不明な場合 は下表(家財評価額の目安)をご参照ください。

家 財

#### 1口単位50万円とする下記の5コースから保険金額を設定していただきます。

※保険金額は、お客さまの所有の実態に合わせて適切な口数を設定ください。実態よりも多い口数を設定しても、 その超過分に対しては保険金をお支払いできないため、超えた部分の保険料がムダとなることがあります。

#### 家財評価額の目安 ■再取得価額(新価)用

〈単位:千円〉

形態 床面積	50㎡未満	50㎡以上70㎡未満	70㎡以上100㎡未満	100㎡以上150㎡未満	150㎡以上
賃 貸	3,400	5,400	7,000	8,100	9,800

#### 下記のご契約タイプからコースを選択し、保険料をご確認ください。

T構造住宅または下記ご契約タイプ以外をご希望の場合は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

		-"±11.6h			M構造住宅			
	ご契約タイプ (補償プラン:ワイド) L			家財加入口数				
		(III be 7 7 7 7 1 1 7	A⊐-ス(4□)	B⊐−ス(8□)	C⊐-ス(12□)	Dコース(16□)	Eコース(20□)	
保支	家則	材(免責金額 風災0円 破損等5千円)	2,000千円	4,000千円	6,000千円	8,000千円	10,000千円	
険払		家財破損等	300千円	300千円	300千円	300千円	300千円	
額度	地震	震(地震保険をお申し込みの場合)	1,000千円	2,000千円	3,000千円	4,000千円	5,000千円	
保険金額 支払限度額・	日常生活賠償責	常生活賠償責任特約(免責金額なし)	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	
免責金額	借家人賠償責任拡張補償特約(免責金額なし)		15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	
金	借用住宅修理費用補償特約(免責金額3千円)		3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	
額	ドア	ロック交換費用補償特約(免責金額なし)	30千円	30千円	30千円	30千円	30千円	
	地	地震保険割引 なし	12,800円	17,920円	23,030円	28,150円	33,270円	
保	地震り	地震保険割引 10%	12,580円	17,480円	22,370円	27,270円	32,170円	
険		あ保 地震保険割引 30%	12,140円	16,600円	21,050円	25,510円	29,970円	
料		地震保険割引 50%	11,700円	15,720円	19,730円	23,750円	27,770円	
		地震保険 なし	10,600円	13,520円	16,430円	19,350円	22,270円	

保険料の払込方法 保険料の払込方法は、次のとおりです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

払	金融機関での口座振替	
込	スマホ決済払(注2)	   一括払のみとなります。
法	直接集金	一台投いみとなります。
(注1)	コンドー北(注3)	

- (注1) 保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。(注2) スマホ決済払はご契約時に即時決済できる場合のみ、ご利用が可能となります。なお、
- 保険料の返還が生じた際には弊社からお客さまへ現金またはお客さまの口座への送金によって返還いたします。また、決済サービスのポイント等による返還はできません。 (注3) コンビニ払は総保険料が30万円以内のご契約に限りご利用が可能となります。

## 実際に家の中を見渡してみましょう!

保険の対象となる家財には様々なものがあります。



## 地震保険



DAY-G ②! すまいの保険~入居者プラン~だけでは、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。大切な家財の地震への備えもお忘れなく!(ご希望されない場合を除きせットされます。)

#### 地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償いたします。

地震で家財に 損害が発生した。



地震により火災が 発生し、家財が焼失した。



地震による津波で 家財が流失した。



#### 地震保険の対象は・・・

○居住用の建物(一戸建て住宅、マンションなど)に収容されている家財(注)

※貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻等その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものは含まれません。

#### 保険金額の設定

地震保険の保険金額はセットで契約する **DAY-GO! すまいの保険 ~入居者プラン~**の保険金額(ご契約金額)の 30%~50%相当額の範囲内で選択できます。ただし、他の地震保険契約と合算して1,000万円が限度となります。 (注)他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。





・火災保険では、なぜ地震による火災を補償していないのですか?



A 大規模地震発生時には、通常よりも火災発生件数が増加するだけでなく、消防能力の低下等により焼失面積も著しく大きなものとなります。このため、火災保険で想定していない大規模な火災損害が発生することから、火災保険の



補償からは除外して、政府のバックアップのある地震保険で対応することとしています。

・地震保険は、なぜ火災保険の保険金額の50%までしか契約できないのですか?

巨大地震が発生した場合でも保険金のお支払いに支障をきたさない範囲内での引受けとするため、火災保険の保険金額の50%までとしています。また、これは(被災物件の完全復旧ではなく)被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律」の趣旨にも合致しています。

#### 1.保険金をお支払いする場合

地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象である家財に生じた損害が、全損、大半損、小半損または一部損となった場合に保険金をお支払いします。 ※「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準<sup>(注)</sup>」に従って行います。

損害の程度	認定の基準	お支払いする保険金の額
全 損	損害の額が家財全体の時価額の80%以上	家財の地震保険の保険金額(ご契約金額)× (100% (時価額が限度)
大半損	損害の額が家財全体の時価額の60%以上80%未満となった場合	家財の地震保険の保険金額(ご契約金額)× 60% (時価額の60%が限度)
小半損	損害の額が家財全体の時価額の30%以上60%未満となった場合	家財の地震保険の保険金額(ご契約金額)× 30% (時価額の30%が限度)
一部損	損害の額が家財全体の時価額の10%以上30%未満となった場合	家財の地震保険の保険金額(ご契約金額)× 5% (時価額の5%が限度)

(注) 地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために、一般社団法人 日本損害保険協会が制定した損害認定基準です。

#### 2.保険金をお支払いしない主な場合

- ●保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- ●地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- ●損害の程度が一部損に至らない損害

#### 3.保険料割引制度

地震保険では次の条件を満たす家財について割引制度があります。割引適用には所定の確認資料のご提出が必要となります。(確認資料の詳細につきましては、ご契約のしおり(約款)をご確認ください。)なお、保険期間の中途において資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。また、以下の割引は重複して適用することはできません。

割引名称	割引の適用条件
(1)建築年割引 (10%)	保険の対象である家財を収容する建物が昭和56年 (1981年) 6月1日以降に新築された建物であること。
(2)耐震等級割引 (等級1:10%)、(等級2:30%)、(等級3:50%)	保険の対象である家財を収容する建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する 評価方法基準に定める「耐震等級」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の 評価指針」に定められた耐震等級を有している建物であること(増築・改築建物を含みます。)。
(3)免震建築物割引 (50%)	保険の対象である家財を収容する建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律等に規定する評価方法基準に定める「免震建築物」に該当する建物であること。
(4) 耐震診断割引 (10%)	保険の対象である家財を収容する建物が地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の 結果、改正建築基準法における耐震基準を満たす建物であること。

## ご契約の際にご注意いただきたいこと

#### 1.保険の対象について

#### (1)保険の対象となるもの

居住用の建物(一戸建て住宅、マンション等)に収容される家財

#### (2)保険の対象とならないもの

- ・自動車(注1)、通貨、有価証券、預貯金証書(注2)、印紙、切手その他これらに類するもの(注3)
- ・1個または1組の価額が30万円を超える生活用の貴金属、宝石、宝玉、美術品等(注4)
- ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに類するもの(注4)
- (注1)道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。
- (注2)通帳・現金自動支払機用カードを含みます。
- (注3)ただし、生活用の通貨、預貯金証書は盗難の場合に限り、下記の限度額内で補償されます。

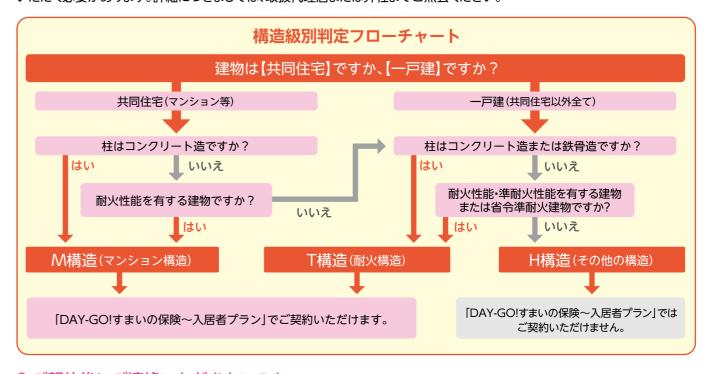
通貨等	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円または保険金額の いずれか低い額を限度として損害保険金をお支払いします。
預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または保険金額の いずれか低い額を限度として損害保険金をお支払いします。

(注4)別途「DAY-GO!すまいの保険」にて保険の対象とすることができます。その際には領収書等の価額が把握できる客観的資料が必要となります。

#### 2.構造級別について

建物の構造級別は保険の対象の家財の保険料を決定するうえで重要な項目です。以下フローチャートに従い必ず構造級別をご確認ください。

※なお、保険の対象である家財を収容する建物が木造建物(H構造)である場合等には、「DAY-GO!すまいの保険」にてご契約いただく必要があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご照会ください。



#### 3.ご契約後にご連絡いただきたいこと

#### (1)通知義務

等

ご契約後に、保険契約申込書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。保険の対象である家財を収容する建物の構造、用途または所在地を変更する場合には、「通知義務」の対象となります。

#### (2) 通知義務の対象ではありませんが、以下の場合も遅滞なくご連絡ください。

- ・ご契約者の保険証券記載の住所または通知先を変更する場合・ご契約後に家財の価額が著しく減少した場合
- ・事故が発生した場合 ・お住まいを退去することに伴いご契約を解約する場合(注) 等
- (注)ご契約の保険期間(ご契約期間)のうち未経過であった期間に対して、当社規定により算出した保険料を解約返れい金としてお支払いします。 お手続きが遅れますと、解約返れい金が少なくなる場合がございますのでご注意ください。



DAY-GO! すまいの保険 ~\R者プラン~) をご契約いただくお客さまへ

## 要事項説明書

※保険契約申込書への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、DAY-G⊙! すまいの保険 ~λggz/ラン~に関する重要事項(「契約概要」「注意喚 起情報 | 等) についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいます ようお願いします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によっ て定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記 載しているものではありません。詳細については「ご契約のし おり(約款) | に記載しています。必要に応じて弊社ホームペー ジの Web 約款をご参照いただくか、取扱代理店または弊社に ご請求ください。

このマークに記載の項目は、「ご契約のしおり(約款)」に 記載されています。

- ※「ご契約のしおり(約款)」は、ご契約時に紙約款をご希望された場合に、保 険証券とともにお届けします。
- ※ご契約時にWeb証券をご選択いただいた場合、保険証券はお届けしませ んので、弊社ホームページから「マイページ」にログインのうえ、ご確認く
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者の方に必ずご説明ください。

用	語	$\mathcal{O}$	<u>ر"</u>	説	BJ
т		U)		ロル	ᄬ

保険金

#### 「ご契約のしおり(約款)」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

保険期間、損害、免責金額、建物、敷地内、構造級別

約款 普通保険約款		基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。	^
-----------	--	--------------------------------------	---

特約 ······ オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充·変更する事項を定 めたものです。

補償の対象(者)等 保険契約者・・・・・ 弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。

被保険者 …… 保険契約により補償を受けられる方をいいます。

記名被保険者・・・・ 保険証券記載の被保険者をいいます。

保険の対象・・・・・・ 保険契約により補償される物をいいます。

き金銭をいいます。

保険金額 保険金額・・・・・・・ 保険契約により補償される損害が発生した場合に弊社が支払うべき保険金の限度額をいいます。

保険料 ・・・・・・・・ 保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。 保険料

親族・・・・・・・・・・・6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 その他

> 居住用建物・・・・・建物の全部または一部で現実に世帯が生活を営んでいる建物。また常時居住の用に供しうる状態 にある建物(別荘等)で、家財が常時備えられている建物を含みます。

明記物件・・・・・・・明記物件とは次に掲げるものをいいます。

(1)貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他美術品で、1個または1組の価額が 30万円を超えるもの

(2)稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

再取得価額・・・・・ 損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを 再築または再取得するのに要する額をいいます。

他の保険契約等・・この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

時価額・・・・・・・・ 保険の対象の再取得価額から使用による減耗分(減価分)を控除して算出した額をいいます。

危険 ・・・・・・・・・・・ 損害の発生の可能性をいいます。

## 契約締結前におけるご確認事項

#### (1) 商品の名称、什組み

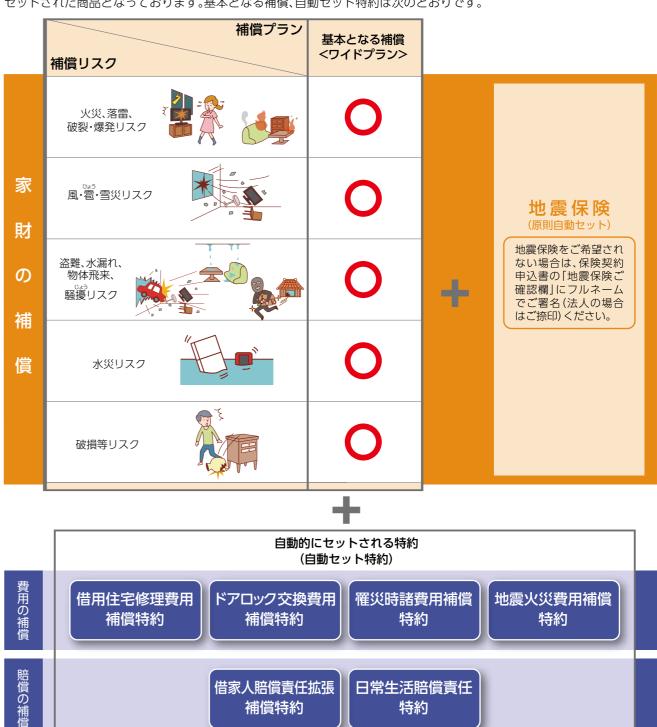
①商品の名称 契約概要

## DAY-GO! すまいの保険 ~入居者プラン~ (住宅生活総合保険)

#### ②商品の仕組み 契約概要

〇:補償の対象

DAY-GO!すまいの保険における基本となる補償(ワイドプラン)に下記の自動的にセットされる特約(自動セット特約)が セットされた商品となっております。基本となる補償、自動セット特約は次のとおりです。



## (2) 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定方法等

#### ①保険の対象 契約概要

保険の対象は、居住用建物(専用住宅)(注1)に収容された「家財」(注2)(注3)です。

- (注1) 入居されている建物の構造級別がM構造またはT構造であることが条件となります。
- (注2)物置、車庫その他の付属建物で、床面積が66㎡未満のものが保険証券記載の建物に含まれる場合は、これに収容される家財を含みます。
- (注3)貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの(明記物件)は保険の対象とすること ができません。
- ※建物の構造級別が上記以外となる場合、また明記物件のご契約をご希望の場合はDAY-GO! すまいの保険をご案内しておりますので、取扱代理 店へお申し出ください。

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに生じた損害は補償されません。

- ①白動車(注1)
- ②通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの(注2)
- ③業務用の設備・什器等(注3)
- ④商品·製品等(注4)
- (注1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。
- (注2) 盗難に限り、生活用の通貨等および預貯金証書も保険の対象に含まれます。
- (注3) 設備、装置、機械、器具、工具等をいいます。
- (注4) 商品、原料、材料、仕掛品等をいいます。

#### ②基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償(補償プラン)を構成する事故の概要および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。 詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

THE THE PROPERTY OF THE PROPER					
保	除金をお支払いする事故の説明	保険金をお支払いしない主な場合			
火災、落雷、 1 破裂・爆発	火災(消防活動による水濡れを含みます。)、 落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の 急激な膨張を伴う破壊またはその現象)を いいます。	●風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み(建物の外側の部分 ⇔ が破損している場合を除きます。)や漏入等による損害 (注)外壁、屋根、開口部等をいいます。			
2 風災、雹災、雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪の場合における雪の重み、落下等による事故または雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)をいいます。	●建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の 故意または重大な過失等による損害 ●被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしく は管理を委託された者の故意による損害 ●保険の対象の瑕疵によって生じた損害 ●保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、			
3 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・ 高潮・土砂崩れ・落石等によって、保険の対象に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合、または床上浸水または地盤面より 45cmを超える浸水を被ることをいいます。	かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害  ●すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等の外観上の損傷または汚損(保険の対象の機能に支障をきたさない損害)  ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(注)			
4 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。	(注)地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。			
5 水濡れ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じ た漏水、放水等または他人の戸室で生じた 漏水、放水等による水濡れをいいます。	●核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害  ※破損、汚損等については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。			
6 物体飛来	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。	●電気的・機械的事故(故障)によって生じた損害 ●電球、蛍光管、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ●保険の対象に対する加工(建築、増築、改築含む)、修理、清掃または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害			
7 騷擾	群衆または多数の者の集団の行動によって 数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり 平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。	<ul> <li>●楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化</li> <li>●義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡等に生じた損害</li> <li>●携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等およびこれらの付属品に生じた損害</li> <li>●自転車、原動機付自転車、サーフボード、ラジコン模型等および</li> </ul>			
8 破損、汚損等	①から⑦まで以外の不測かつ突発的な事 故をいいます。	これらの付属品に生じた損害 等			

#### ③お支払いする損害保険金の額 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償(補償プラン)の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

保険の対象	支払保険金の額
	損害保険金 = 損害額 <sup>(注1)</sup> - 免責金額(自己負担額) <sup>(注2)</sup>
家財	(注1) 損害額 = 修理費(注3) - 修理に伴う残存物がある場合はその価額 (注2) 保険の対象ごとに適用されます。 (注3) 損害が生じた地および時において、構造、型、能力等を同一の状態にするための費用をいいます。また、盗難による損害の場合で、盗難された保険の対象を回収することができたときは、回収のために支出した必要な費用を修理費に含めます。

※指害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種 類によって支払限度額や免責金額(自己負担額)が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

お支払いする損害保険金の額【支払限度額・免責金額について】

#### ④主な特約の概要 契約概要

DAY-G ○! すまいの保険 ~入居者プラン~ にセットされる主な特約は以下になります。

●ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類や契約条件に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)

	日常生活賠償 責任特約	日本国内において、記名被保険者やそのご家族等が日常生活で他人の身体や財物に 損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を補償します。
自動セット特約	借家人賠償責任 拡張補償特約	被保険者の借用する戸室からの火災等によって、借用戸室が損害を受けた場合に、貸主に対して 法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。
	借用住宅修理 費用補償特約	火災、風災、盗難等の事故により借用建物に損害が生じ、賃貸借契約に基づきこれを 自己負担で修理した場合に、保険金をお支払いします。

※特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご参照ください。

#### ⑤特約の補償重複 注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保 険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは 保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご 契約ください。<sup>(注)</sup>

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被 保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例	
1	DAY-GO!すまいの保険 ~スルffフラン~ の日常生活賠償責任特約	DAY-G⊜!くるまの保険の日常生活賠償責任特約	

#### 6保険金額の設定 契約概要

保険金額は、以下にご注意ください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険契約申込書の保険金額・支払限度額欄 でご確認ください。

●1□単位50万円とする5つのコースから保険金額を設定していただきます。なお、所有されている家財の金額がご不明な場合は、下 表く家財評価額についての月安(再取得価額)>をご参照ください。

※保険金額別コース以外にフリープランでのご契約も可能です。

<家財評価額についての目安(再取得価額)>

(単位:千円)

334387 mask = 1 = 2 = 22 (13 Mishaus)					(11=113)
床面積形態	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 150㎡未満	150㎡以上
賃貸	3,400	5,400	7,000	8,100	9,800

- ※1 破損等リスクについては、30万円が1事故あたりの支払限度額となります。
- ※2 家財の盗難事故の場合、通貨等は20万円、預貯金証書は200万円、または保険金額のいずれか低い額が1事故あたりの支払限度額となります。
- ※3 保険金額(支払限度額)は、お客さまの所有の実態に合わせて適切な口数を設定してください。実態よりも多い口数を設定しても、その超過分に 対しては保険金をお支払いできないため、超えた部分の保険料がムダとなることがあります。

お客さまが実際に契約する保険期間については、保険契約申込書の保険期間欄でご確認ください。

- ●保険期間:保険期間は2年で設定していただきます。
- ●補償の開始:始期日の午後4時(これと異なる時刻が保険契約申込書に記載されている場合は、その時刻)
- ●補償の終了:満期日の午後4時

## (3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・構造等によって決まります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険契約申 込書の保険料欄でご確認ください。

②保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は次のとおりです。

主な払込方法	概要	払込回数
□座振替	ご契約時にお手続きいただくことで、後日ご指定の口座から自動引き落としで保険料を払い込んでいただく方法です。	
スマホ決済払(注)	お客さまご自身のスマートフォン等によりQRコードを読み取り、決済サイトからご契約されている決済サービスを選択し、保険料をお支払いいただく方法です。	一括払のみと なります。
コンビニ払	ンビニ払 ご契約時にコンビニ払をご選択いただくことで、後日弊社より郵送する「払込取扱票」 を使って、コンビニエンスストアで保険料を払い込んでいただく方法です。	
直接集金	保険料を弊社に直接お支払いいただく方法です。	

<sup>(</sup>注)スマホ決済払はご契約時に即時決済できる場合のみ、ご利用が可能となります。なお、保険料の返還が生じた際には弊社からお客さまへ現金またはお客さ まの口座への送金によって返還いたします。また、決済サービスのポイント等による返還はできません。

### ③保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

「初回保険料の払込方法等に関する特約」(始期翌月支払)をセットした契約については、保険料払込期日までに保険料を払 い込んでください。保険料払込期日の翌月末日(注)までに保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いし ません。またご契約を解除することがあります。

(注)保険料の払込を怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと弊社が認めた場合は、翌々月末まで延長となります。

### (4) 地震保険の取扱い

①商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、DAY-GO! すまいの保険~入居者プラン~(以下、(4)において「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。 地震保険を単独で契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認 欄」にご捺印ください。

#### ②保険の対象 契約概要

- a. 地震保険の対象は「家財」(注)です。これに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。
- b. 次のものは地震保険の対象に含まれません。
  - ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これ らに類する物 招えるもの
- その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
  - ●自動車 ●貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物
  - ●商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
  - (注) 明記物件には地震保険はセットできません。

#### ③補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって家財に次の損害が 生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」 に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合 家財	お支払いする保険金の額
全損	家財の損害額が 家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額 (時価額が限度)
大半損	家財の損害額が 家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60% (時価額の60%が限度)
小半損	家財の損害額が 家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30% (時価額の30%が限度)
一部損	家財の損害額が 家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5% (時価額の5%が限度)

<sup>※1</sup>回の地震等(注1)による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が12兆円(注2)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算 した金額に削減されることがあります。

お支払いする保険金 = 算出された保険金の額 ×

算出された保険金の総額

- (注1) 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
- (注2) 2022年5月1日現在。

④保険金をお支払いしない主な場合等 契約概要 注意喚起情報

- ●保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- ●地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- ●損害の程度が一部損に至らない損害 等

#### ⑤保険期間 注意喚起情報

- ●主契約の保険期間 (2年間) とあわせて設定します。
- ●主契約の保険期間の中途から地震保険をご契約いただくこともできます。

#### ⑥引受条件(保険金額の設定、保険料決定の仕組み等) 契約概要

- ●地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で千円単位で設定してください。ただし、他の地震保険契約 と合算して、家財1,000万円が限度となります。
- ●地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐 震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契 約する保険料については、保険契約申込書の保険料欄でご確認ください。 地震保険の保険料割引制度について
- \*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災 対策強化地域内に所在する家財について、地震保険の新規契約および増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受できませんの

#### (5) 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 契約締結時におけるご注意事項

## (1)告知義務 **注意喚起情報** (保険契約申込書の記載上の注意事項)

保険契約者、記名被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項につい て、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険契約申込書に記載された内容のうち、☆または★が ついている項目のことです。この項目が、事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金 をお支払いできないことがあります。保険契約申込書の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

①家財を収容する建物の情報

所在地、構造、用法、建物所有形態

②他の保険契約等に関する情報(家財を保険の対象とする場合)

家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約

#### (2) クーリングオフ 注意喚起情報

●保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込み の撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができ ます。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいず れか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、弊社宛に郵便(消印 有効) または弊社ホームページ (https://www.daidokasai.co.jp/) 経由(発信日 有効)で通知ください。なお、以下のご契約は、クーリングオフができませんので、 ご注意ください。

●保険期間が1年以下の契約

●営業または事業のための契約

●法人または社団・財団等が締結された契約 ●質権が設定された契約

●第三者の担保に供されている契約

●クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また

〈ハガキの記載内容〉 表面〔宛先〕

裏面〔記載事項〕

900-8586

大同火災海上保険株式会社

契約管理課 行

お申し出 2)保険契約者住所 3保険契約者署名 ④雷話番号 ⑤契約申込日 6申込まれた保険の種類 ⑦証券番号 (保険契約申込書控 の右上に記載) または領収証 ⑧取扱代理店・扱者

①保険契約の申込みを撤回 または契約を解除する旨の

損害の認定基準について

弊社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請 求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険

料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項 12

<sup>※</sup>保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしま せん。

## 契約締結後におけるご注意事項

#### (1)通知義務等 注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。 ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

#### 【通知事項】

- ①家財を収容する建物の構造を変更した場合
- ②家財を収容する建物の用法を変更した場合
- ③家財を収容する建物の所在地を変更した場合
- ●通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、お引受けを継続することができないため、ご契約を解約いただ くか、弊社からご契約を解除します。この場合において、弊社の取り扱うほかの商品でお引受できるときは、ご契約を解約した後、新 たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。
- ①家財を収容する建物または家財の所在地が日本国外となった場合
- ②家財を収容する建物が居住の用に供されるものでなくなった場合
- ③家財のすべてを事業用(設備・什器)として使用した場合
- ●ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。
- ①家財を売却、譲渡する場合
- ②保険証券記載の住所を変更した場合
- ③ご契約後に家財の価額が著しく減少した場合 等

### (2)解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお 申出ください。実際に解約するにあたっては、弊社に対する書 面による通知が必要になります。

- ●ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間の うち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返 還します。
- ●解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じ て、解約返れい金を返還します。ただし解約返れい金は、原則 として未経過期間分よりも少なくなります。



#### その他ご留意いただきたいこと

#### (1)取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・ 保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代 理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込 みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約された ものとなります。

#### (2)個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、弊社が本保険引受の審査お よび履行のために利用するほか、弊社およびグループ会社 が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険 引受の審査および保険契約の履行のために利用することが あります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあ ります。)。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報) の利用の目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運 営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、 本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範 囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機 関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供すること があります。

○契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、一般社団 法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会 社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

弊社は本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に 提供することがあります。

詳しくは、弊社ホームページ(https://www.daidokasai.co.jp/) をご覧ください。

#### (3)重大事由による解除について

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および 特約を解除することがあります。

詳細につきましては、普通保険約款・特約をご覧ください。

・保険契約者または被保険者が保険金を支払わせる目的で損 害を生じさせた場合

- ・被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ・保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社 会的勢力に該当すると認められた場合

#### (4)保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務ま たは財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険 金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金 額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営 破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害 保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この 保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時雇用す る従業員等の数が20人以下の法人をいいます。) またはマン ション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機 構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金 や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に 発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故 による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物また はこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保 険金や解約返れい金は100%補償されます。

#### (5)継続契約について

弊社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改 定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における 普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、 継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なる ことや、契約を継続できないことがあります。あらかじめご 了承ください。

#### (6)事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険 約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり(約款)」の 「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等 をご提出いただく場合があります。

事故が発生した場合の手続き



■ この「重要事項説明書」に記載のない次の項目については「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。 共同保険、保険金額の調整、保険料領収証の発行および保険証券の確認、地震保険料控除について 等

〈弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは〉

【お客さま相談センター】

お問い合わせ・ご相談 0120-671-071

で不満・ご意見・ご要望 🔯。 0120-331-308

受付時間:平日の午前9:00~午後5:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

〈万が一の事故の際には〉

【事故受付センター】 ○○0120-091-161 (通話料無料) FAX 098-863-5596

#### 〈指定紛争解決機関〉 注意喚起情報

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関 である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結して います。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損 害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)

## 印ご注意

主宅修理サービス などのトラブル( ご注意ください!

「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。 このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または当社にご 相談ください。

トラブルがあった場合には、消費者ホットライン(188番)にご相談ください。 詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。 https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html

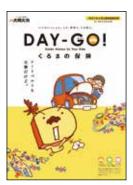
契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項 14

このパンフレット兼重要事項説明書はDAY-GO!すまいの保険の概要をご紹介したものです。詳細は普通保険約款および特約によりますが、ご契約手 続、保険金のお支払条件、その他ご不明の点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契 約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店とご締結いただいて有効 に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。なお、詳細につきましては「ご契約のしおり」をご覧ください。

## あんしん・あんぜんをご提供する3つのDAY-GO!保険シリ・

大同火災の「DAY-GO!」は、 「安心」「充実」「納得」「家族」 をコンセプトに、暮らし(DAY) のさまざまなリスクをカバー する総合保険として、お客さま とご家族をしっかりお守りし、 充実の補償をご提供いたし

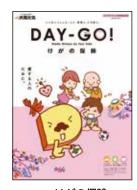




▲くるまの保険 どんな自動車事故も これであんしん!



▲すまいの保険 あらゆるリスクから すまいをお守りします。



▲けがの保険 万が一のケガから お客さまをお守りします。

## Web約款およびWeb証券のご利用をおすすめしています。

「ご契約のしおり(約款)」や「保険証券」を「冊子・紙」ではな くインターネット上でご確認いただけるWeb約款および Web証券をおすすめしております。お申込時にWeb約款ま たはWeb証券を選択していただき「ご契約のしおり(約款)」 または「保険証券」のお届けを省略させていただく場合、弊 社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ

寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。 また、「Web約款」および「Web証券」のご利用は紙の資源で ある森林保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。 弊社は、お客さまとともに「地球環境の保全促進活動」に全 社を挙げて取り組んで参ります。



申込書にてWeb約款および Web証券をご選択いただく。エネルギーが削減される。



紙やインク、



紙資源となる 森林保全に貢献する。



サンゴ保全活動に 寄付する。



沖縄のサンゴを育む。

詳しい情報については、弊社ホームページ(https://www.daidokasai.co.jp/)に掲載しています。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

#### お客さま相談セン

受付時間:午前9:00~午後5:00 (土日・祝日および12/31~1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 0120-671-071 (お客さま相談センター)

※万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

**○○** 0120-091-161 (通話料無料) FAX 098-863-5596

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争 解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契 約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には 一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことがで きます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)

受付時間:午前9:15~午後5:00(土日・祝日および12/30~1/4を除きます) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)



## 大同火災海上保険株式会社

本 店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 https://www.daidokasai.co.jp/

●お申し込み・お問い合わせは

